

平成20年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成20年2月20日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成20年2月20日(水)午前10時開会

- | | | |
|--------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 平成20年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 平成20年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 平成20年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 平成20年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 平成20年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 平成20年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 平成20年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について |
| 日程第 10 | 議案第 8号 | 平成19年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決について |
| 日程第 11 | 議案第 9号 | 平成19年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決について |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 平成19年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算(第4号)の議決について |
| 日程第 13 | 議案第 11号 | 平成19年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第3号)の議決について |
| 日程第 14 | 議案第 12号 | 平成19年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第3号)の議決について |
| 日程第 15 | 議案第 13号 | 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |

- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 尾鷲市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 尾鷲市消防団条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 尾鷲市斎場の指定管理者の指定について
(提案説明、審議留保)
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 尾鷲市公平委員会委員の選任について
(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（15名）

1番	神保美也	議員	2番	内山鉄芳	議員
3番	三鬼孝之	議員	4番	田中勲	議員
5番	真井紀夫	議員	6番	奥田尚佳	議員
7番	三鬼和昭	議員	8番	高村泰徳	議員
9番	與谷公孝	議員	10番	端無徹也	議員
11番	濱中佳芳子	議員	12番	北村道生	議員
13番	村田幸隆	議員	15番	中垣克朗	議員
16番	南靖久	議員			

欠席議員（1名）

14番 濱口文生 議員

説明のため出席した者

市 長	伊藤允久君
副 市 長	鈴木恭一君
会計管理者兼出納室長	速水弘久君
市長公室長	栗藤和治君
総務課長	仲明君
防災危機管理室長	横井道雄君
税務課長	世古正太郎君
福祉保健課長	宮本忠明君
環境課長	楠文治君
環境課調整監兼クリンクルセンター長	児玉佳高君
市民サービス課長	山下恭徳君
建設課長	北村都志雄君
新産業創造課長	高芝芳裕君
水産農林課長	佐々木進君
水道部長	岩出育雄君
尾鷲総合病院事務長	湯浅英男君
尾鷲総合病院総務課長	大倉良繁君
尾鷲総合病院医事課長	藤森妙君

教 育 委 員 長
教 育 長
教育委員会総務課長兼生涯学習課長
教育委員会学校教育課長
監 査 委 員
監 査 委 員 事 務 局 長

北 澤 雅 臣 君
大 川 吉 久 君
三 木 正 尚 君
内 山 博 功 君
濱 田 俊 次 君
世 古 讓 治 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長
事 務 局 次 長
議 事 ・ 調 査 係 主 査

吉 澤 壽 朗
山 本 和 夫
竹 平 專 作

〔開会 午前10時02分〕

議長（與谷公孝議員） これより平成20年第1回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（伊藤允久君）登壇〕

市長（伊藤允久君） おはようございます。

本日、議員の皆様には平成20年第1回定例会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。本定例会は新年度に向けての大変重要な定例会でございます。提出議案につきましては、何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが開会のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

議長（與谷公孝議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、14番、濱口文生議員は病気のため欠席であります。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において13番、村田幸隆議員、15番、中垣克朗議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から3月12日までの22日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（與谷公孝議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月12日までの22日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第1号「平成20年度尾鷲市一般会計予算の議決につい

て」から、日程第 3 2、議案第 3 0 号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」までの計 3 0 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました 3 0 議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（伊藤允久君）登壇〕

市長（伊藤允久君） 今回提案をいたしております議案第 1 号「平成 2 0 年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、議案第 3 1 号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」までの 3 1 議案についてご説明をさせていただきますが、この議会が私の今任期におきます最後の定例市議会となりますので、この場をおかりいたしまして、市民の皆様、議員の皆様、そして多くの方々からお力添えをいただきましたことに深く御礼を申し上げます。

それでは、予算編成 1 2 議案についてご説明いたします。

まず、本市の予算編成方針についてでございますが、国の平成 2 0 年度予算編成方針におきましては、「骨太の方針 2 0 0 6 で示された歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であり、これまでの財政健全化の努力を今後とも継続していく。このため、引き続き歳出全般にわたる徹底した洗い直しを行い、制度・施策の抜本的な見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うとともに、予算配分の重点化・効率化を実施する。地方財政については、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方公務員の人件費、地方単独事業等の見直しを行うことなどにより、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制すること。」としております。

一方、本市の財政状況は、平成 1 4 年度に策定した財政健全化計画による施策や業務の見直しなどにより、人件費を始め総合的な歳出削減を実施しているものの、地域経済の低迷や国の三位一体の改革により削減額を上回るペースで市税や交付税などの一般財源が減少しております。このことから財政構造の硬直化が一層進み、経費削減を行っても、なお財政状況が好転せず、予算編成に当たっては基金の取り崩しを余儀なくされております。

歳入面では、税源移譲の本格実施により市税の一定の増収は期待できるものの、地域経済の回復が進まないなど税収入全体の見通しが不透明な上、地方交付税については、都市と地方における地方税の偏在是正を図るため、平成 2 0 年度から新たに地方再生対策費が設けられ、歳入増加が見込まれるものの、通常分は前年

度に比べ、地方全体では減少し、一般財源の確保は引き続き厳しい状況にあります。

歳出面では、定員適正化計画に基づく人員削減により人件費は減少するものの、大型事業の元利償還が始まる公債費や学校の耐震化などによる投資的経費が増加し、大幅な経費の削減は難しい状況にあります。このため、市税における課税所得等の的確な把握や着実な滞納整理の推進などにより、自主財源の確保に努めつつ、聖域を設けることなくあらゆる事務事業について見直しを行うなど、引き続き財政健全化に取り組むとともに、身の丈に合った持続可能な財政運営の確立に努めてまいります。また、改選期となるため、義務的な経費に加え、継続的な事業などの経費を中心とする骨格予算として編成をしたところであります。

それでは、平成20年度当初予算案についてご説明をいたします。なお、平成20年度から後期高齢者医療事業の開始に伴い、新たに後期高齢者医療事業特別会計を設けましたので、あわせてご説明をいたします。

それでは、お手元に配布の平成20年度当初予算主要事項説明をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比3.5%減の81億8,300万円、特別会計では、国民健康保険事業会計が4.4%増の31億2,260万6,000円、老人保健医療事業会計は、事業の大部分が後期高齢者医療事業に移行したことにより90.2%減の3億3,732万5,000円、新設の後期高齢者医療事業特別会計が5億489万8,000円の計上、公共下水道事業会計は、昨年と同額の276万6,000円、企業会計については、病院事業会計で3.2%増の47億9,917万8,000円、水道事業会計では54.9%減の9億6,370万6,000円とし、各会計を合わせた予算総額は、対前年度比17.5%減の179億1,347万9,000円と定めたところでございます。

次に、一般会計の歳入予算についてご説明をいたします。

2ページをごらんください。

市税につきましては、対前年度比0.2%減の24億270万4,000円を計上いたしました。主な要因といたしましては、個人住民税は増加するものの、土地評価額の下落による固定資産税、都市計画税の減少やたばこ税の減少などによるものであります。

地方譲与税は、昨年度とほぼ同額の8,200万円、利子割交付金等の交付金

合計額は3億600万円を計上しております。

地方交付税につきましては、新設された地方再生対策費分は増加いたしますが、通常分では前年度より減少となるため、4.1%減の28億9,500万円を計上いたしております。

国庫支出金は、9.3%増の7億5,604万6,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、高速道路への取り付け道路整備に伴う市道梅ノ木谷線改良事業委託金によるものであります。

県支出金は、地域振興ゾーン整備事業の温浴施設の完成に伴う発電用施設周辺地域振興事業費補助金や、参議院議員選挙執行委託金などの減少により17.8%減の5億4,720万2,000円を計上いたしております。

次に、財産収入では、坂場墓地移転に伴う跡地売却による不動産売払収入など、1億36万1,000円を計上しております。

市債につきましては、地域振興ゾーン整備事業の温浴施設の完成などにより22.8%減の3億7,220万円を計上いたしております。

予算編成に当たり不足する財源につきましては、財政調整基金2億5,601万7,000円を取り崩すほか、その目的に沿って減債基金1,000万円、活性化対策基金20万5,000円など、合わせて2億6,622万2,000円を繰入金として計上いたしました。

次に、一般会計歳出予算の主な概要についてご説明をいたします。

4ページをごらんください。

義務的経費につきましては、対前年度比0.4%増となりました。この内容につきましては、人件費においては1.3%減の18億1,270万6,000円を計上いたしておりますが、減少の要因といたしましては、退職者不補充による正規職員の削減等が主なものであります。

扶助費につきましては、対前年度比1.6%増の14億6,930万5,000円を計上いたしております。主な要因といたしましては、生活保護世帯の減少により生活保護費は減少したものの、保育所運営費や児童手当支給額の増額等により増加をいたしました。

公債費は、海洋深層水関連事業やクリーンセンター整備事業に対する元金の一部償還が始まることなどから、対前年度比1.6%増の9億5,069万円を計上いたしております。

次に、その他の経費のうち物件費につきましては、地域イントラネット整備事

業の完了、固定資産税の評価がえに伴う土地鑑定評価業務の完了、法改正に伴う健康診査等委託料の減少、入札実施に伴う可燃ごみ収集運搬業務委託料の減少、市長、副市長及び一般職員の県内出張に伴う日当の廃止のほか、需用費、役務費等、ほとんどの項目において削減を図ったことにより10.4%減の12億593万7,000円の計上となりました。

補助費等では、税源移譲により市税過年度分還付及び還付加算金が増加をいたしました。また、三重紀北消防組合への負担金の削減や市単独補助金の10%減額などにより2.6%減の10億7,731万円を計上いたしております。

繰出金は、後期高齢者医療事業が新たに制定されたことにより、老人保健医療事業特別会計繰出金が減少したものの、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が生じたことにより増加となるため、1.9%増の8億4,440万円を計上いたしております。

次に、投資的経費についてであります。普通建設事業費の増額は15.4%減の6億9,632万5,000円の計上であります。その内訳は、補助事業費においては、海洋深層水活用型温浴施設の完成などにより39.1%減の2億8,896万7,000円、単独事業費では、清掃工場2号バグフィルターろ布取りかえ工事や光ヶ丘墓園拡張に伴う造成工事などの増加により63.4%増の3億2,144万5,000円、県営事業負担金は、街路事業地元負担金などの減少により47.2%減の7,412万7,000円、受託事業費は、受託造林費で6.1%増の1,178万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、債務負担行為であります。

15ページをごらんください。

住民基本台帳ネットワーク機器借上料は、システムの構築に伴うもので、期間は平成21年度から25年度までの5年間、限度額は1,569万2,000円あります。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

16ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、対前年度比4.4%増の31億2,260万6,000円を計上いたしております。増額の主な要因といたしましては、老人保健医療事業会計の大部分が後期高齢者医療事業へ移行したことにより、老人保健拠出金が大幅に減少したものの、後期高齢者納付金等が新たに生じたことや保険給付費、共同事業拠出金等が増額したことによるものであります。

17ページの老人保健医療事業特別会計は、後期高齢者医療事業への移行により医療諸費が大幅に減少したことにより、対前年度比90.2%減の3億3,732万5,000円を計上いたしております。

次に、18ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、平成20年度から新たに後期高齢者医療事業が始まることに伴い新設した特別会計であります。歳入は、後期高齢者医療保険料1億5,771万6,000円、繰入金3億4,718万2,000円を計上、歳出では、総務費1,872万7,000円、広域連合負担金4億8,617万1,000円を計上し、歳入歳出総額はそれぞれ5億489万8,000円といたしました。

公共下水道事業特別会計は、昨年度と同額の276万6,000円を計上いたしております。

続きまして、企業会計について説明をいたします。

19ページをごらんください。

病院事業会計は、対前年度比3.2%増の47億9,917万8,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、患者監視装置の整備やボイラーの更新によるものであります。業務の予定量は、入院が1日平均215人、年間延べ7万8,475人、外来では1日平均520人、年間延べ12万6,770人を見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入が40億5,485万2,000円、支出は43億5,721万9,000円を計上、資本的収入及び支出では、収入が3億3,369万3,000円、支出に4億4,195万9,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億826万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

次に、債務負担行為です。患者監視装置の整備では、期間は平成21年度から22年度までの2年間で、限度額は6,010万8,000円、また、手動式温冷配膳車では、期間が平成21年度から24年度までの4年間で、限度額が2,252万8,000円であります。

次に、20ページをごらんください。

水道事業会計では、矢ノ浜浄水場整備事業の完成により、対前年度比54.9%減の9億6,370万6,000円の計上であります。業務の予定量は、給水戸数1万1,470戸、年間給水量444万6,000立方メートル、1

日給水量 1 万 2 , 1 8 0 立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入が 5 億 7 , 9 9 8 万 9 , 0 0 0 円、支出に 5 億 7 , 8 1 6 万 9 , 0 0 0 円を計上いたしております。

資本的収入及び支出では、収入が 1 億 7 , 1 4 8 万 9 , 0 0 0 円、支出に 3 億 8 , 5 5 3 万 7 , 0 0 0 円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2 億 1 , 4 0 4 万 8 , 0 0 0 円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんをするものであります。

続きまして、債務負担行為です。検針用ハンディターミナル賃借料は、機器の更新に伴うもので、期間は平成 2 1 年度から 2 4 年度までの 4 年間、限度額は 5 2 8 万円であります。

続きまして、平成 1 9 年度補正予算案についてご説明をいたします。

お手元に配布の一般会計補正予算（第 4 号）主要事項説明の 1 ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計が 5 , 4 4 0 万 2 , 0 0 0 円、国民健康保険事業会計 7 8 0 万 7 , 0 0 0 円、老人保健医療事業会計 6 万 8 , 0 0 0 円をそれぞれ増額、病院事業会計は 1 億 1 , 9 2 2 万 6 , 0 0 0 円、水道事業会計が 6 , 4 5 3 万 1 , 0 0 0 円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を 2 2 8 億 5 , 4 6 4 万 8 , 0 0 0 円とするものであります。

まず、一般会計からご説明をいたします。

2 ページをごらんください。

歳入の概要につきましては、市税が個人市民税、固定資産税などの増額が見込まれるため、6 , 7 6 2 万 8 , 0 0 0 円の増額であります。

分担金及び負担金につきましては、保育所入所保護者負担金の減少等により 1 7 2 万 2 , 0 0 0 円の減額であります。

使用料及び手数料では、海洋深層水使用料や幼稚園保育料等の減額により 1 8 3 万円の減額であります。

国庫支出金につきましては、地域イントラネット基盤整備事業補助金の事業費の確定や社会福祉費負担金等の事業の変更などにより 2 , 6 2 4 万 5 , 0 0 0 円を減額するものであります。

県支出金におきましても、社会福祉費負担金等の事業の変更などにより 1 , 2 1 5 万 2 , 0 0 0 円の減額であります。

財産収入は、定期預金の利子による基金運用収入や土地建物売払収入など304万9,000円を計上いたしております。

寄附金550万円は、日本土石工業株式会社と株式会社クボタからの一般寄附金で、地域福祉基金へ積み立てる予定であります。

諸収入につきましては、受託造林事業収入の減額等により2万6,000円の減額であります。

市債は、地域イントラネット整備事業債などが減額となりましたが、県事業の前倒しによる港湾整備事業債の計上や普通退職に伴う退職手当債の増加により2,020万円を増額するものであります。

次に、歳出です。

3ページをごらんください。

議会費は、議会運営費の普通旅費減額により121万7,000円の減額であります。

総務費につきましては、地域イントラネット整備事業や参議院議員選挙費の事業費確定による減額のほか、財政調整基金への積立金や一般寄附金の地域福祉基金への積み立てにより1億6,422万7,000円を増額するものであります。

次に、民生費では、養護老人ホーム聖光園指定管理料や紀北広域連合分担金を始め、社会福祉関係各事業の精査により7,078万4,000円の減額であります。

衛生費は、魚あら処理に係る処理困難物ストックヤード設置補助金の計上やクリーンセンター運転管理費、清掃工場1号グレードバー及びサイドプレート取りかえ工事など、各事業の減額により2,195万5,000円の減額であります。

農林水産業費では、山林事業費や受託造林事業、海洋深層水推進事業などの事業の確定や精査により1,098万2,000円の減額であります。

商工費におきましては、希望者増加により尾鷲産材活用促進補助金を増額することなどから117万5,000円を増額であります。

土木費は、県事業の前倒しによる港湾整備地元負担金の計上がありますが、道路改良費地元負担金や都市計画街路事業地元負担金の減額等、各事業費の確定により1,355万1,000円の減額であります。

消防費では、休日手当の減額などにより、三重紀北消防組合負担金461万円の減額であります。

教育費は、普通退職者1名に伴う退職手当の増額やスクールバス・スクールタ

クシー運行委託料の減額のほか、事業の精査により1,209万9,000円を増額するものであります。

次に、繰越明許費でございます。

10ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費の地域介護・福祉空間整備補助金は、建築基準法の改正により建築確認の認可がおくれていることにより、年度内での執行は不可能となったことから繰越事業とするものであります。

債務負担行為は、追加するものは契約更新に伴うもので、海洋深層水総合交流施設・分水施設指定管理料では、期間が平成20年度から21年度までの2年間、限度額は5,023万1,000円、夢古道おわせ指定管理料は、期間が平成20年度から21年度までの2年間、限度額は600万円であります。

また、入札結果により限度額を変更するものは、図書館情報システム借上料が1,434万6,000円から1,161万円に、尾鷲市民文化会館指定管理料を1億4,902万8,000円から1億4,859万6,000円に変更するものであります。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

11ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、780万7,000円を増額し、歳入歳出総額を31億5,685万5,000円にするものであります。概要につきましては、歳入では、国民健康保険税が1,094万5,000円の増額、国庫支出金は、療養給付費等負担金など4,229万円の減額、療養給付費等交付金は、退職医療療養給付金の変更決定により2,776万円の増額、共同事業交付金は、高額医療費の減少などにより高額共同事業交付金や保険財源共同安定化事業交付金が減額することから3,141万9,000円の減額でございます。

財産収入は、預金利子による財産運用収入21万円を計上、繰入金は財政調整基金からの繰り入れで4,260万1,000円の増額であります。

歳出につきましては、総務費が、国保診療報酬等電算委託料など各事業の精査により42万3,000円の増額、諸支出金は、過年度分財政調整交付金の交付額確定による返還金738万4,000円の計上であります。

次に、12ページをごらんください。

老人保健医療事業特別会計は、6万8,000円を増額し、歳入歳出総額を34億8,007万3,000円とするものであります。

歳入におきましては、諸収入の第三者納付金が333万円増額となったため、支払基金交付金166万5,000円、国庫支出金111万円、県支出金27万7,000円、繰入金21万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出は、総務費でシステム利用負担金6万8,000円の増額であります。

続きまして、企業会計についてご説明をいたします。

13ページをごらんください。

病院事業会計は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の補正であります。

収益的収入では、医業収益が2,093万4,000円の増額、医業外収益が237万6,000円の減額であります。収益的支出では、医業費用が人件費や物件費の減少により1億1,078万9,000円の減額、医業外費用では200万円の減額、特別損失は199万9,000円の増額となりました。

資本的収入及び支出は、収入の企業債が850万円の減額、支出では建設改良費が843万6,000円の減額であります。

続きまして、14ページをごらんください。

水道事業会計におきましても、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の補正であります。収益的収入では、消費税還付金の減少により営業外収益が307万4,000円の減額、収益的支出では営業費用30万円の増額となりました。資本的収入及び支出は、収入の負担金が59万8,000円の減額、矢ノ浜浄水場更新事業の本年度分工事費減少により、企業債が6,290万円の減額、支出は建設改良費で工事請負費6,483万1,000円の減額であります。

以上をもちまして、平成20年度当初予算及び平成19年度補正予算案の説明を終わります。

次に、条例案等についてご説明をいたします。

議案第13号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」及び議案第14号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきましては、一括してご説明をいたします。

職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務をすることができることとなり、1日当たり、または1週当たりの勤務の形態を選択できることとなったことに伴う一部改正であります。

次に、議案第15号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、これまで委員会の委員等の報酬は、日額、

月額、年額をもって定めており、月額、年額の支給は、その月まで支給していましたが、任期満了等により月の途中でその職につき、または離職したときは、その月の現日数を基礎として日割り計算により支給するための一部改正であります。

続きまして、議案第16号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」及び議案第17号「教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正について」につきましては、議案第15号と同様に、任期満了等により月の途中でその職につき、または離職したときは、その月の現日数を基礎として日割り計算により支給するための一部改正及び行政改革の一環として県内等の旅費支給に係る日当を廃止するための一部改正でございます。

次に、議案第18号「職員等の旅費に関する条例の一部改正について」につきましては、職員の県内出張及び県外出張100キロメートル未満の日当を廃止するものであります。

次に、議案第19号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」につきましては、市営住宅から暴力団員を排除するため、入居の資格等についての規定を整備するものであります。

次に、議案第20号「尾鷲市宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正について」につきましては、都市計画法及び都市計画法施行令の一部改正にかんがみ、条例対象区域の規定を整備するものであります。

次に、議案第21号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」につきましては、人口の減少及び少子高齢化が進む中、消防団員の実人数は250人前後で推移しており、近隣市町にはない有人の出張所体制の存在や出張所管内にはそれぞれ初期消火活動に必要な団員が確保されていることから、定員を300人から260人に改正するものであります。

次に、議案第22号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律により、平成20年4月1日から「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められることに伴う一部改正であります。

次に、議案第23号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律が平成20年4月1日から施行されることに伴う一部改正であります。内容は、乳幼児の患者負担において、3歳未満までであった2割負担の範囲を義務教育就学前までに拡大をいたします。また、

葬祭費につきましては、4万円から5万円に引き上げようとするものであります。

議案第24号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」につきましては、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険に要する費用として、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者支援金の課税が新設されたことによる改正であります。

次に、議案第25号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、宅地開発に伴い、開発業者から寄附をされました路線を、今回、市道に認定すべく、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第26号「尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第244条の2の規定により、尾鷲商工会議所を、指定期間を2年間と定めて指定管理者に指定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第244条の2の規定により、株式会社熊野古道おわせを、指定期間を2年間と定めて指定管理者に指定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」及び議案第29号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第244条の2の規定により、社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会を、指定期間を1年間と定めて指定管理者に指定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号「尾鷲市斎場の指定管理者の指定について」につきましては、地方自治法第244条の2の規定により、有限会社小倉葬具店を、指定期間を5年間と定めて指定管理者に指定するため、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、予算案12件、条例案12件、その他議案6件、計30議案の提案説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第33、議案第31号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(與谷公孝議員) ただいま議題の議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(伊藤允久君)登壇]

市長(伊藤允久君) それでは、人事案件1件について、ご説明をいたします。

議案第31号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、本年3月31日をもって、現公平委員の中道昌宏氏が1期4年の任期満了となりますが、氏は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に深いご理解をお持ちの方でございますので、引き続き委員として再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(與谷公孝議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の議案に対する質疑に入ります。ただいまのところ通告はございません。ご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は人事案件でもあり、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ご異議なしと認めます。よって、議題の議案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第33、議案第31号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長（與谷公孝議員） 起立全員であります。

よって、原案のとおり同意することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、明日 21 日から 26 日までを休会とし、27 日午前 10 時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前 10 時 43 分〕